

平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 ローヤル電機株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 佐藤 和義
(JASDAQ・コード6593)
問合せ先
役職・氏名 執行役員管理本部長 鮫島 弘一
電話 03-5424-1860

役員退職慰労金制度の廃止および役員報酬額の改定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 14 日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。また、役員退職慰労金制度の制度廃止に伴う打切り支給をすること、および、役員報酬額の見直しを平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

(1) 役員退職慰労金制度廃止の理由

年功的かつ報酬の後払い的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止し、任期中の処遇に重きをおいた報酬制度とするものであります。

(2) 制度の廃止日

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 59 回定時株主総会終結のときをもって廃止いたします。

(3) 制度廃止にともなう打切り支給について

役員退職慰労金制度廃止にともない、第 59 回定時株主総会終結時に在任する役員に対し、在任期間に応じた役員退職慰労金を打ち切り支給いたします。なお、その支給時期につきましては、各役員の退任時とするものであります。

2. 役員報酬額の改定について

取締役及び監査役の報酬限度額は、昭和 61 年 5 月 13 日開催の第 31 回定時株主総会において、取締役は月額 800 万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役は月額 150 万円以内と決議されております。機動的な役員報酬の運用を可能とするため、月額を年額に改め、取締役の報酬限度額は月額報酬の年間合計額である年額 96 百万円以内、監査役の報酬限度額は月額報酬の年間合計額である年額 18 百万円以内へ改定するものであります。

以 上